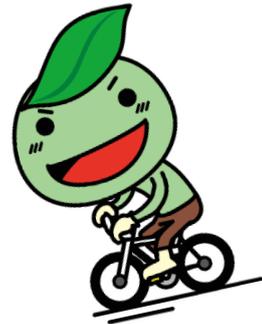




大島町ふるさとまちづくり応援事業

「認定特産品」

協力事業者マニュアル



令和5年11月9日発行

大島町政策推進課

《 目 次 》

1	はじめに	P2
2	制度の趣旨と概要	P2
3	認定手続きについて	P3
3-1	協力事業者の要件	P4
3-2	認定特産品等の要件	P4
4	返礼品の提供（発送）について	P6
5	請求及び精算について	P7
6	おわりに	P8

1 はじめに

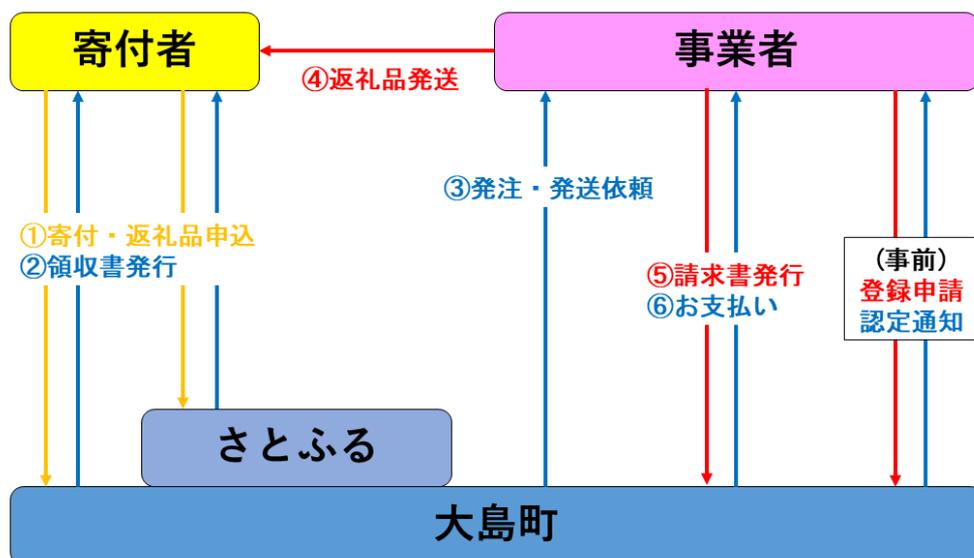
このマニュアルは、「ふるさとまちづくり応援事業実施要綱」、「大島町ふるさと納税推進事業実施要綱」及び「大島町ふるさと納税特産品等認定審査会審査要領」に基づき、大島町のふるさと納税返礼品について、事業者様がおこなっていただく公募申込から返礼品提供、精算までの実施方法を示したものです。

2 制度の概要

大島町では、地場産業の発展推進を目的とし、平成27年度からふるさと納税制度に返礼品を導入しました。また、令和4年10月からはポータルサイト「さとふる」と業務委託契約を結び、大島の魅力ある特産品の周知拡大に努めているところです。

一方、返礼品となる認定特産品等については、総務省の通達により厳格な基準が設けられているため、地場産業を担う事業者様にご協力とご参加をお願いするものです。

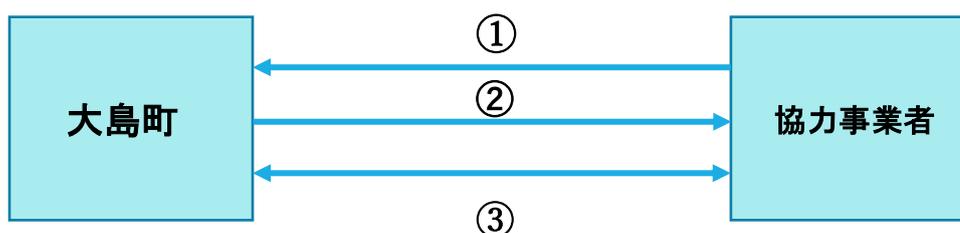
この制度の全体の流れは下記のとおりです。次の項から具体的に個別の手続きを説明します。



3 認定手続きについて

ふるさと納税の返礼品の登録及びその提供者（協力事業者）になるための手続きは次のとおりです。なお、協力事業者や認定特産品には条件があります。

(1) 特産品認定までの流れ（フロー）



- ① 特産品の認定を受ける場合には「大島町ふるさと納税認定特産品等認定申請書」（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、大島町へ提出します。
- ② 申込みのあった特産品について審査が行われ、「大島町ふるさと納税特産品等認定通知書」（様式第2号）により結果が通知されます。
- ③ 認定後、認定特産品等の情報が大島町公式ホームページ及びポータルサイトに掲載されますので、内容をご確認ください。

(2) 認定後の留意事項

- 申請書の内容又はその他届出事項を変更する場合は、「大島町ふるさと納税特産品等変更届書」（様式第3号）をあらかじめ大島町へ提出してください。その内容が適切であるかを審査します。
- 特産品等の認定を辞退する場合は、「大島町ふるさと納税特産品等辞退届書」（様式第5号）を大島町に提出してください。
- 協力事業者の要件ならびに特産品等の要件に該当しなくなった場合や、申請内容に偽りがあった場合は、認定を取り消す場合があります。

3-1 協力事業者の要件

協力事業者としてご応募いただける事業者様は、以下の(1)～(6)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 町内に本社(本店)、支社(支店)、営業所又は工場等の事業拠点のいずれかを有する法人、その他の団体又は個人事業主(以下「事業者」という。)であること。ただし、町外の事業者で、町内で生産された農作物等を原料に加工・製造・販売を行い、大島をPRしていると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 町税及び町徴収金に未納がないこと。
- (3) 代表者等が、大島町暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供(販売・体験を含む。)を行っていること。
- (5) 大島町個人情報保護条例(平成16年条例第17号)及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (6) 町が契約する民間ポータルサイトや町公式ホームページその他広報誌等に掲載することを了承し、協力事業者及び認定特産品等に関する情報を提供できること。

3-2 認定特産品等の要件

返礼品となる認定特産品等は、以下の(1)～(8)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 総務省告示第5条(※1)に規定される総務大臣が定める基準に適合するものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 申請者が自ら生産・製造したもの以外を特産品等として申請する場合は、ふるさと納税の返礼品とすることについて、事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、あらかじめ期間や数量を明示する場合は、この限りでない。

- (5) 食料品については、寄付者に到着する特産品等の消費又は賞味期限が保証されていること。
- (6) 宿泊施設・サービスの利用券等については、町内で提供されるものに限るとともに、地域資源が利用されていること。また、利用期限を設けるものについては、原則として発行日から6か月以上利用可能とすること。ただし、日時をあらかじめ指定するものは、この限りでない。
- (7) キャラクター等を使用する場合で、協力事業者以外の第三者が当該キャラクター等の著作権等の権利を有するときは、権利者の許諾を得ていること。
- (8) 1 協力事業者あたりの認定特産品等の登録数は、最大10点までを限度とする。

※1 地場産品基準（平成31年4月1日付総務省告示第179号の第5条）

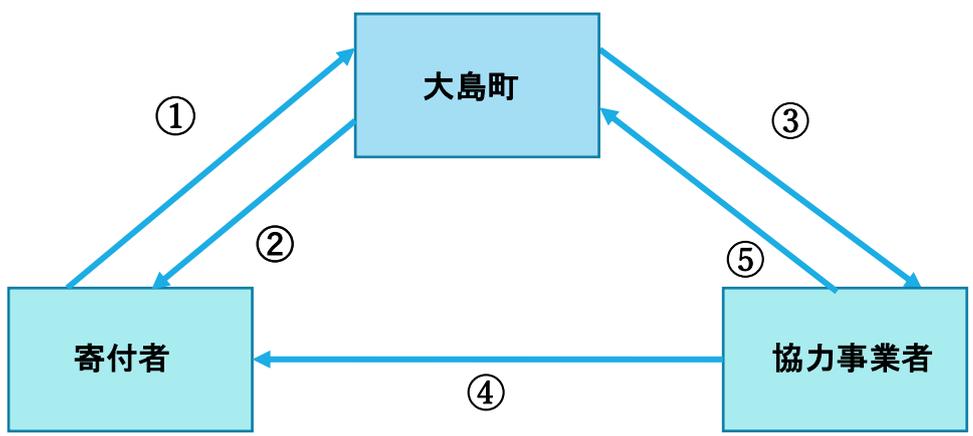
- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

- ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること

4 返礼品の提供（発送）について

寄付者から大島町への寄付申込及び返礼品申込は、町役場窓口、郵送、インターネットの3通りで申込まれます。申込方法にかかわらず、返礼品申込の連絡はすべて大島町からメールまたはFAXにて事業者の皆さま宛に行います。

(1) 発注事務の流れ（フロー）



- ① 寄付者から大島町に寄付の申込み・入金がある。
- ② 大島町からお礼状・受領証明書を送付する。
- ③ 入金の確認がとれ次第大島町から事業者の皆さまへ発注書を送付する。

- ④ 事業者の皆さまから寄付者へ認定特産品を送付する。
- ⑤ 認定特産品の安定供給ができなくなる恐れのある時は、あらかじめ大島町へ連絡する。

(2) 認定特産品の発送について

大島町から発注書が到着したら、郵便番号、住所、氏名等の寄付者情報を確認し、速やかに認定特産品の発送を行ってください。その際に、自社のチラシやパンフレットを同梱してもかまいません。発注が完了しましたら翌月の10日までに請求書を大島町へ送付してください。

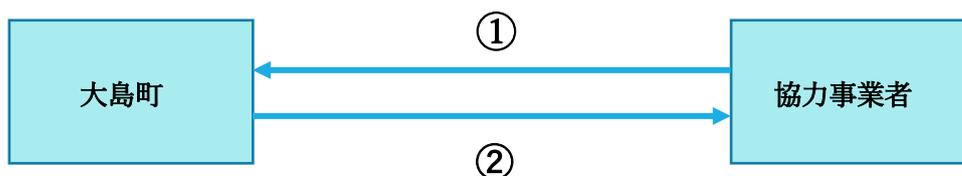
(3) 認定特産品の提供について

原材料の入荷や製造工程等の理由により提供が困難となる場合には大島町へご連絡ください。その後、大島町にて一時的に該当の返礼品を寄付者が選択出来ないよう設定します。入荷・提供が可能となった場合には必ず大島町へご連絡ください。その後大島町にて該当返礼品を寄付者が選択できるように在庫を修正します。

5 請求及び精算について

認定特産品をご提供いただいた後、代金の請求をおこなっていただき、精算します。

(1) 請求の流れ（フロー）



- ① 事業者の皆さまから大島町へ請求書を送付する（返礼品発送翌月の10日〆）
- ② 大島町から事業者の皆さまへ代金を支払い。

(2) 請求について

事業者の皆さまは認定特産品の発注が完了しましたら、大島町へ請求書を送付してください。なお、請求書を作成するにあたり以下のことにご留意ください。

① 請求書の提出期限について

原則、発注月の翌月10日までとします。

② 請求内容について

必ず送付した認定特産品の内容が分かるよう記載をお願いします。

（例：明日葉1袋（12束入り）×3個 〇〇〇円）

③ その他

請求はその都度でも、ひと月分をまとめていただいても構いません。

(3) 支払いの流れ

当月中に受けた請求書（前月発注分の請求書）は、毎月末日までにお支払いします。

※受理した日付により対応できない場合があります。

※支払日が休日または祝日の場合、その前日がお支払日となります。

6 おわりに

大島町では「ふるさとまちづくり応援事業」として、ふるさと納税寄付金を募集しています。いただいた寄付金は、指定の施策の財源となり、大島町のまちづくりに活かされています。

また、大島町では、総務大臣からふるさと納税に認定基準に適合する地方自治体として指定を受けており、本制度の適切な利用に努めております。

本制度の活用しだいでは大島町の活性化や、産業振興に大きく貢献できると考えております。事業者の皆さまにおかれましては、大島町のPR、発展の一役を担っていただきたいと存じます。

何かご不明点等ございましたら下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

大島町役場 政策推進課 振興企画係

電話：04992-2-1444

メール：c010001@town.tokyo-oshima.lg.jp